

栃観物協165号
令和 3年11月 8日

関係各位

公益社団法人栃木県観光物産協会
会長 萩原正寿
(公印省略)

とちぎ特産品推奨審査の申請受付について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、当協会の業務運営につきましては、日頃から特段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では県産品の品質の向上及び普及・宣伝を図るため、下記のとおりとちぎ特産品の推奨審査に係る申請の受付をいたします。

推奨をご希望の場合は、別添の「とちぎ特産品推奨規程（抜粋）」をご確認の上、ご申請くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 申請受付日時 令和3年11月24日（水）～26日（金） 午前10時～午後4時
受付場所：（公社）栃木県観光物産協会 事務室

2. 申請時の提出物

(1) とちぎ特産品推奨審査申請書（別記様式第1号）

(2) 審査対象製品

下記の表のとおりご提出ください。また、製品は販売時と同じ状態（包装やラベルの貼付までされた状態）でお持ちください。

分類	内容量の表記	提出物
食品、飲料	「～個」	製品1点
	「～g」または「～ml」等	製品2点 + 風袋1点
工芸品、日用品等		製品1点

※風袋は計量検定（内容量が表示通りかどうかの検査）に使用します。

(3) 製品の画像

印刷物、または画像データを記録したUSBメモリ等でご提出ください。

- ①製品の全体画像 パッケージの外観がわかるもの
- ②表示部分の拡大画像 食料品 … 食品表示ラベル等（一括表示）
 民芸品 … 家庭用品品質表示等
- ③説明文等の拡大画像 「〇〇産の××を使用」、「使うと△△の効果がある」、
 「□□地方で☆☆時代から使われている」等の表記

(4) 製品パンフレット、製造所固有記号の届出の写し等

作っている場合はご提出ください。

(5) 推奨審査手数料 製品1点につき3,000円（税込）

3. とちぎ特産品審査委員会

委員会は令和4年2月に開催予定です。（詳細は後日改めてご連絡いたします）

また、委員会に先立って事前審査を行います。表示部分等で修正が必要な箇所があれば、再提出をお願いする場合があります。

4. 推奨期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3年間）

5. その他の留意点

審査対象品は、食料品や民・工芸品とし、工業製品や健康食品等は対象外とします。

（公社）栃木県観光物産協会
担当：物産課 池田
〒320-0033 宇都宮市本町3-9 本町合同ビル1階
TEL:028-623-3857 FAX:028-623-3942

とちぎ特産品推奨申請書

令和 年 月 日

公益社団法人栃木県観光物産協会
会長 萩原正寿 様

住 所 _____

企業名等 _____

代表者名 _____ 印

担当者名 _____

電話番号 () _____

E-mail _____

次の製品について、とちぎ特産品として推奨を受けたいので、とちぎ特産品推奨規程第5条第1項の規定に基づき、見本及び関係書類を添えて申請します。

製 品 名	内容量	市販価格	容器の種類	再・新	製造工場住所・工場名

[注] 1 同一製品で規格、内容量等が異なる場合でも、1つの製品として取り扱いますので、代表的なものを記載してください。

2 引き続き推奨を受けようとする製品で内容等に変更がある場合、又は製品、容器等について特に説明が必要な場合は、別紙にその旨記載し添付して提出してください。(様式は任意です。)

3 製品をPRする文書等も併せて提出してください。(既製のパンフレット等でも結構です。)

4 民・工芸品について、審査後の返品希望の有無をお教え下さい。

有 ・ 無

5 審査後の、当協会ホームページへの掲載について希望をお教えください。(複数選択可)

製品画像を掲載 (後日、画像データをお送りいただきます)

企業のホームページへのリンクを貼る (後日、リンク先のURLをお伺いします)

その他 ()

とちぎ特産品推奨規程（抜粋）

1 県産品の定義（第2条）

県産品とは、製造又は加工の最終工程が本県内で行われた製品であって次のもの。

- (1) 食料品（菓子、農林、水産、畜産加工品、醸造品、漬物等）
- (2) 民・工芸品（国、県指定の伝統工芸品を除く）
- (3) その他雑貨製品

2 申請者の資格（第3条）

- (1) 県内に事業の本拠を有する製造者又は販売者であること。
- (2) 製造又は販売について、法令の定めるところにより許可等を必要とする場合は、当該許可等を受けた者であること。

3 県産品の推奨基準（第4条）

- (1) 常時製造し、市販されているもの。（市販しようとするものを含む。）
- (2) 価格が適正であること。
- (3) 食料品にあつては、概ね3日以上日持ちのするものであること。
- (4) 既に特許又は登録を受けている製品と同一又は模倣品でないこと
- (5) 推奨を受けるために特別に調整したものでないこと。
- (6) 次に掲げる法令等に違反しないものであること。

イ 食品衛生法

ロ 計量法

ハ 家庭用品品質表示法

ニ 不当景品類及び不当表示防止法

ホ 消費生活用製品安全法

ヘ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

ト 健康増進法

チ JAS法

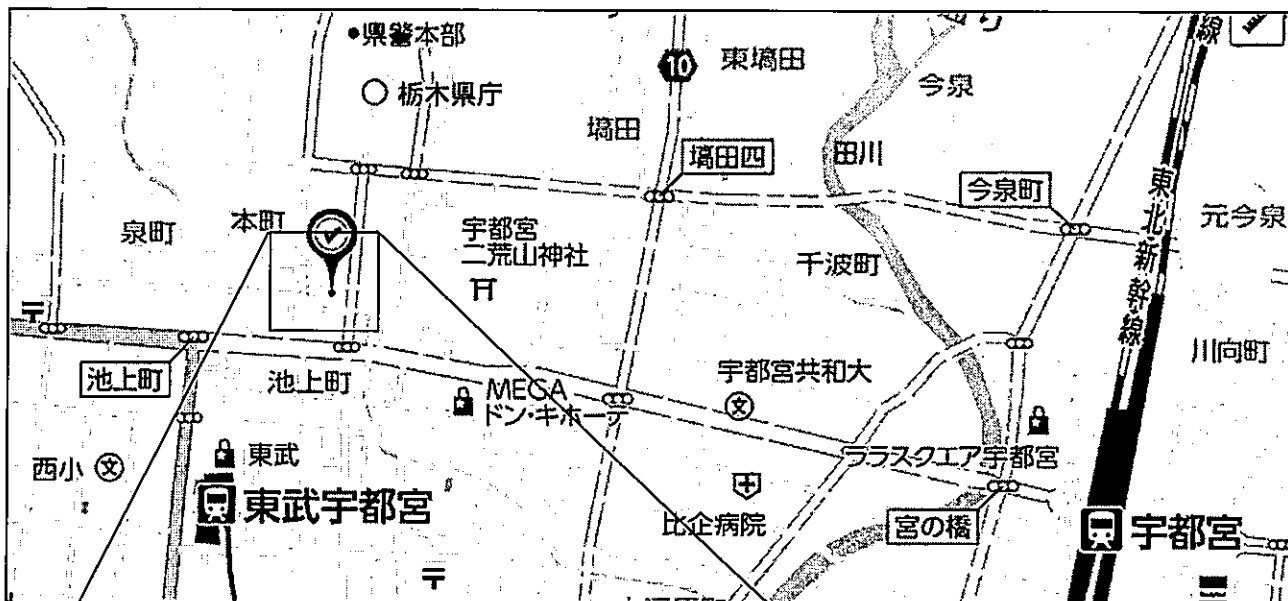
リ 食品表示法

ヌ その他関係法令等

4 推奨マークの貼付等（第12条、第15条）

- (1) 推奨されたとちぎ特産品を市販する場合は、原則として1品ごとに推奨マークを貼付又は表示をしなければならない。
- (2) 故意に、推奨マークの貼付を怠ったときは、推奨を取消すことがある。

申請受付会場 案内図



本町合同ビル

道路を挟んで正面の、
コインパーキングに駐車
してください。
入館の際に、駐車券を
お持ちください。

申請受付会場：(公社) 栃木県観光物産協会 事務室

〒320-0033 宇都宮市本町3-9本町合同ビル1階

※物産店舗『おいでよ!とちぎ館』のレジカウンターに、「特産品の申請で来た」とお申し出ください。